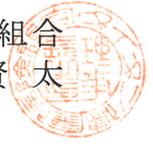


公 告 第 563 号  
令和 8 年 2 月 24 日

ダイダン健康保険組合  
理事長 立石賢太



## 任意継続被保険者に適用する標準報酬月額について

標記の件、令和 8 年 4 月 1 日からの健康保険法第 47 条第 1 項第 2 号の規定による標準報酬月額は、下記のとおりとなりますので公告します。

### 記

- \* 標準報酬月額 590,000 円
- \* 適用年月日 令和 8 年 4 月 1 日

以上

### ※ 参考

当組合の令和 7 年 9 月 30 日における全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額 (503,915 円) を、標準報酬の基礎となる報酬月額とみなす。

- (1) 令和 7 年 9 月 30 日現在の被保険者数 2,389 人
- (2) 令和 7 年 9 月 30 日標準報酬月額総計 1,406,896 千円
- (3) 令和 8 年 4 月 1 日からの適用の平均標準報酬月額  
(2) ÷ (1) = 588,905 円 = 590,000 円